

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成 27 年度版)(案)概要

1 平成 27 年度における食の安全・安心に関する情勢

平成 27 年4月から、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が施行されたのに伴い、同年7月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)ならびに「三重県食の安全・安心確保基本方針」(以下「基本方針」という。)の一部改正等を行いました。

6月には、平成 28 年5月の伊勢志摩サミット開催決定に伴い、関連イベントの開催や、多くの観光客の来県が見込まれたため、食品関係施設等への重点的な監視指導等、安全な食材、食品を提供する体制整備に取り組みました。

平成 27 年度の食の安全・安心に関わる事項としては、他県の産業廃棄物処理業者による、廃棄食品の不正流通事案が発生したため、県では、該当の食品が流通している飲食店に立入調査を行い、健康被害がないことを確認するとともに、小売店を対象に、適正な食品表示を行っているか緊急監視を行い、不適正表示の改善指導を行いました。

また、県内事業者によるシジミ等の不適正表示事案が発生したため、不適正表示を行った業者に対し、改善指示を行い、公表しました。

さらに、県内の食中毒の発生件数は5件で、患者数は 62 人となり、条例に基づく自主回収の報告は 14 件となりました。

2 食の安全・安心確保施策の体系および推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例、4つの基本的方向と実施すべき 22 の施策を定めた基本方針に基づき実施しています。

施策を総合的に推進する庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」を2回、同幹事会を2回開催し、条例および規則、基本方針の一部改正、年次報告書、三重県食の安全・安心確保行動計画についての審議、食の安全・安心確保に関する情報共有を図りました。

また、条例第 28 条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」(委員:消費者、食品関連事業者、学識経験者)を1回開催し、年次報告書(案)、食の安全・安心の確保に関する事業について審議していただきました。

3 平成 27 年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組状況と課題、今後の方向については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の製造事業者や販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。
- 腸管出血性大腸菌等による食中毒発生防止対策の強化や、28年度開催の伊勢志摩サミットおよび関連イベントにおける食品による事故防止などを重点監視指導項目として、施設ランクに応じた監視指導を行いました。

- 食品関連事業者団体が実施する巡回指導と連携し、表示指導の周知や監視指導を実施しました。
- 不当商取引指導専門員が景品表示法の観点から食品表示の確認、指導を行いました。
- 県内米穀取扱事業者に対する立入調査、科学的検査を実施しました。
- 食品の収去検査を実施し、製造・販売者への指導等により、すべて適合となりました。
- 食肉検査、県産牛肉の放射性物質検査、貝毒検査を実施しました。

【今後の対応】

- ポスト伊勢志摩サミット等の取組により、多くの来県者や県産食材の提供機会の増加が見込まれます。三重の食への信頼感を高め、三重の食を自信を持って発信していくためには、食の安全・安心の確保は重要です。そのためにも、観光地における食品衛生対策を引き続き行うとともに、食品関連事業者等への計画的な監視指導や検査、自主点検の促進、食品表示の適正化等に引き続き取り組んでいきます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- カキによる健康被害発生を予測するノロウイルス検出結果等や、事業者等の取組をホームページで公表しました。
- 事業者のコンプライアンス意識向上への自主的な取組促進のため、コンプライアンスチェックリストを配布しました。また、10月の「三重県食の安全・安心確保推進月間」に、食品関連事業者を対象に、コンプライアンス研修会を開催しました。
- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP(生産工程管理)の導入支援および県民や生産者への理解促進を図りました。
- 県が開発した米「三重 23 号」の生産者に「みえの安心食材」の認定取得を推進し、独自の品質基準に適合したものを「結びの神」というブランドで販売しました。
- 茶の関連団体と連携し、伊勢茶GAP等の導入および支援を行いました。また、伊勢茶トレーサビリティシステムを開発しました。
- 畜産物、きのこ、野生獣肉の品質確保のため、品質・衛生管理マニュアル等に基づく適正な管理等を推進しました。
- 「みえの安心食材」について102品目の基準設定、1,019件の登録となりました。
- 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進し、4施設で取組が開始され、合計で172施設となりました。

【今後の対応】

- 三重県の食の安全・安心を確かなものにしていくには、伊勢志摩サミットの開催で高まった食品関連事業者等の自主衛生管理に取り組む機運を継続させ、その取組を根付いたものにしていくことが重要です。そのため、食品関連事業者等の食の安全・安心確保の取組への支援として、自主管理に取り組む制度の推進やコンプライアンス意識の向上につながる情報提供、研修会開催等を実施していきます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるようホームページ、県政だより、情報誌、パンフレット等で食の安全・安心に関する情報の提供を行うとともに、出前トーク等を開催しました。
- 大学生と共同で若い世代の食への関心事や効果的な啓発手段を検討し、その成果を三重県内で配布されている食育情報誌上にて発表しました。
- 子どもたちが食の大切さを学び、望ましい食習慣を実践していくことができるよう、学校での食育推進のための食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を利用した「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、保護者、地域への啓発を行いました。

【今後の対応】

- 食の安全・安心が確保された社会を継続していくためには、県民が食生活に関心を持つとともに、食に対して正しい知識を持ち、判断と選択を行えることが重要です。伊勢志摩サミットの開催を機に、県民の三重県の食への関心はこれまでにない高まりを見せています。この機会を生かし、県内食品関連事業者等の食の安全・安心確保のための取組や、地域の地産地消・食育の取組の情報および学習機会の提供を、関係団体等と連携して積極的に実施していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- 専門知識の向上のため、食品関連事業者を対象に講習会等を開催しました。また、農薬に関する法令、販売、使用について正しい知識を持つ「三重県農薬管理指導士」や、魚食普及のための「魚食リーダー」等、専門の人材育成を行いました。
- 食の安全・安心の確保について、消費者、事業者、行政が意見交換を行うリスクコミュニケーションを開催しました。また、県民の食の安全・安心に対する意識や、行政の取組の認知度を把握するため、県のe-モニター制度を活用したアンケート調査を実施しました。
- 事業者、関係団体の協力のもと、年間を通して、「食の安全・安心ミニ情報」を広報誌等に掲載していただき、食の安全・安心に関するPRを行いました。

【今後の対応】

- 伊勢志摩サミットの開催を成功に導くため、県民が一体となって、おもてなしの心で来県者の皆さんを迎えました。この経験を生かして、県民がさまざまな主体と連携して、食の安全・安心確保を図る県民運動につなげていけるよう取り組んでいきます。そのため、食の安全・安心確保に主体的に取り組む人や食品関連事業者等を育成し、その取組を発信するとともに、関連情報の提供等により、それぞれの主体の活動の拡大、連携を図っていきます。

なお、平成27年度の年次報告書には、巻末に「伊勢志摩サミットにおける食の安全・安心確保のための取組 トピックス」として、伊勢志摩サミットでの行政、食品関連事業者等の取組を、参考資料としてつけています。